

皆様の意見を募集します

～屋外広告物設置ルールの見直し～

丹那盆地と富士(写真提供:函南町)

伊豆半島の美しい景観と道路沿いの屋外広告物(看板など)が調和するよう、規制地域や設置のルールを見直しています。

この見直し案について、皆様から意見を募集します。

※屋外広告物・規制地域については、裏面をご覧ください。

見直し案

- 普通規制地域 ⇒ **特別規制地域**へ
- 「東駿河湾環状道路(長泉町・函南町)」
「国道136号バイパス伊豆中央道(函南町)」 ⇒ **広告整備地区**へ
「国道136号バイパス修善寺道路(伊豆市)」
「天城北道路(伊豆市)」

意見の募集時期

平成29年6月23日(金)～平成29年7月21日(金)

見直し時期

平成29年11月(予定)

お問い合わせ

静岡県沼津土木事務所 都市計画課 ☎ 055-920-2221

静岡県交通基盤部 景観まちづくり課 ☎ 054-221-3702

※詳細は県HPをご覧ください。

HPアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530b/izu.html>

伊豆半島 屋外広告物

検索

屋外広告物ってなに??

屋外広告物とは、屋外に設置する看板や広告で、「静岡県屋外広告物条例」などによりルールを定めています。

※すべて屋外広告物です



規制地域とは??

屋外広告物の設置を無制限に認めてしまうと、景観が著しく損なわれるため、以下のとおり規制地域を定めています。

規制地域	内容
◇普通規制地域	屋外広告物を設置するときは許可が必要な地域
◇特別規制地域	原則、屋外広告物が設置できない地域 (ただし、例外として、自家広告物や案内図板で許可基準に適合するものは、許可を受けて設置することができる。)
☆広告整備地区	静岡県を代表する美しい名勝地や沿道の景観を保全するために、厳しい基準を設けている地域

屋外広告物の設置状況調査をします

● 7月から伊豆半島全域で、屋外広告物の設置状況を調査します。

この調査の結果を踏まえて、ルールに合わない屋外広告物については、是正など必要な対応(許可の申請、改修、撤去)をお願いする予定です。

“看板ひとつで景色が変わる”

世界一美しい伊豆半島へ変えていきましょう。

